

**令和4年度職員団体との交渉結果**  
(第1回現業評議会独自交渉(県職員労働組合現業評議会))

**1 交渉団体**

県職員労働組合現業評議会

**2 出席者**

[当局] 人事課長、人事課副課長、職員課長、職員課副課長他(7名)

[職員団体] 県職員労働組合現業評議会議長、副議長、事務局長他(13名)

**3 交渉日時及び場所**

令和4年11月16日(水) 15:20~15:46 職員会館1階ホール

**4 内容**

令和4年度給与改定のうち、技能労務職給料表について、当局から改定案を説明した後、協議を行った。

**5 交渉概要**

**(1) 当局説明**

**①給料表**

本県の行政職給料表について人事委員会の勧告に基づき引上げ改定を行うこと、また、本年の人事院勧告に基づき国において国家公務員行政職俸給表(二)(国行(二))の改定が行われたことを踏まえ、令和5年3月31日まで適用される現行の給料表、令和5年4月1日から適用される新給料表ともに、国行(二)に準じた引上げ改定を行う。

(現行給料表は令和4年4月1日に遡及して適用し、新給料表は令和5年4月1日から適用)

**②その他の点**

共通課題として合同交渉で説明したとおり。

**(2) 協議**

	職員団体主張	当局回答
給料表	<ul style="list-style-type: none"><li>給料表について、人事院勧告通りのプラス改定と言われても、効果は30歳台半ばまであり、私たちには何の恩恵も無い。</li><li>給与制度見直しにより、新給料表が適用される来年度以降は多くの職員が現給保障となる。現場職員、特に、中堅層への士気高揚対策は急務。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現行給料表は、これまでと同様、本県行政職の改定内容との均衡を考慮し国行(二)に準じた改定を実施。</li><li>新給料表は、見直し交渉で労使合意した内容の最も重要な要素が国行(二)に準拠した給料表の導入であるから、新給料表の改定は国行(二)に準拠することが基本。</li><li>職員団体の要求も踏まえ検討したが、示した内容で理解してほしい。</li></ul>
総括	<ul style="list-style-type: none"><li>改めて独自交渉の日程を確保してほしい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>検討する。</li></ul>